

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条の2 総長は、原子炉実験所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第37条第1項、第43条の2第1項、第56条の3第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。</p> <p>第10条 第4条第2項の各号の一に該当する事項であつても、総長は、専決させることが適当でないと認めたものについては、当該規定にかかわらず、あらかじめこれを同項に規定する専決する者に通知することにより、専決しないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条の2 (同 左)</p> <p><u>第9条の3 総長は、物質－細胞統合システム拠点において外国に所在する研究機関に所属する研究者を招へいして雇用する場合において、当該研究者との間で宿舍その他当該雇用期間における住居に係る条件について契約を締結する必要があるときは、当該契約の締結に関する事務を物質－細胞統合システム拠点長に委任する。</u></p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年2月20日から施行する。</p>